

## 秋田県小学生バレーボール連盟 倫理規程 新旧対照表

R4.4改正

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、秋田県小学生バレーボール連盟(以下「県小連」という。)の全ての関係者(以下「県小連関係者」という。)が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして順守事項を示し、注意を喚起することで、県小連の社会的な信頼の確保と県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展を目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する「県小連関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県小連役員(会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事)</p> <p>(2) 地区小連役員</p> <p>(3) 県小連に加盟登録したチームおよび登録構成員</p> <p>(4) 前号の登録構成員として登録された選手の保護者</p> <p>(責務および<b>違反行為の禁止</b>)</p> <p>第3条 県小連関係者は、県小連が定めた諸規程や決定事項および競技規則を順守し、常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。</p> <p>2 県小連関係者が、日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)の定めるコンプライアンス規程に規定する違反行為および次に掲げる行為(以下「違反行為」という。)を禁止する。</p> <p>(1) 県小連の定めた規程や決定した方針に従わないこと。なお、方針を決定した場合は、地区小連を通じ、その内容を各県小連関係者に通知しなければならない。(電子メールによる通知を可とする。)</p> <p>(2) 県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為</p> <p>(3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合</p> <p>(4) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、秋田県小学生バレーボール連盟(以下「県小連」という。)の全ての関係者(以下「県小連関係者」という。)が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして順守事項を示し、注意を喚起することで、県小連の社会的な信頼の確保と県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展を目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する「県小連関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県小連役員(会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事)</p> <p>(2) 地区小連役員</p> <p>(3) 県小連に加盟登録したチームおよび登録構成員</p> <p>(4) 前号の登録構成員として登録された選手の保護者</p> <p>(責務および<b>順守事項</b>)</p> <p>第3条 県小連関係者は、県小連が定めた諸規程や決定事項および競技規則を順守し、常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。</p> <p>2 県小連関係者が、日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)の定めるコンプライアンス規程に規定する違反行為および次に掲げる行為(以下「違反行為」という。)を禁止する。</p> <p>(1) 県小連の定めた規程や決定した方針に従わないこと。なお、方針を決定した場合は、地区小連を通じ、その内容を各県小連関係者に通知しなければならない。(電子メールによる通知を可とする。)</p> <p>(2) 県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為</p> <p>(3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合</p> <p>(4) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的</p>

<p>な差別等、人権尊重の精神に反する行為</p> <p>(5) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の移籍を行うこと。</p> <p>(6) JVA-MRS登録における不正行為</p> <p>(7) 選手の引抜き行為</p> <p>3 <u>都道府県小連または日小連から永久追放された者および活動停止の処分を受けその期間中の者と共にバレーボールにかかる活動（指導を受けることを含む。）をしてはならない。</u></p> <p>4 県小連関係者は、県小連が主催若しくは主管する大会および講習会等（以下競技会等という。）に際して、その開始日から14日以前および当該競技会開催期間中において、自身が関係するチームにおいてインフルエンザ、感染性胃腸炎、その他感染性の疾病に罹患の事実、または感染したおそれがあることを知り得た場合、感染拡大の防止を図るため、当該競技会等の開始前まで、当該競技会等開催期間中にあっては直ちに、主催者にその旨を申告しなければならず、主催者は、当該競技会等への出場・参加を拒否することができる。また、申告を受けた主催者は、競技会等の運営において、中止の判断を含め、適切に対応しなければならない。</p> <p>（倫理委員会）</p> <p>第4条 倫理委員会の委員構成は、専門委員会規程によるほか、倫理委員の中から委員長が選任した事務局員がその事務を統括する。</p> <p>2 違反行為の事実を知り得た場合には、<u>理事長、倫理委員長および当該事案に係る地区小連理事長等（以下調査担当者という。）が連携し必要な調査を実施した上で、</u>県小連会長が倫理委員会を招集する。</p> <p>3 <u>倫理委員会は、調査担当者から違反行為の概要について報告を受け、本規程の目的を真摯に解釈しその処理にあたり、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第4項の違反行為に対する処分内容を決定するものとする。</u></p> <p>（処分に係る用語の定義）</p> <p>第5条 この規程による主な処分の種別や処分に係る用語は、次の例による。</p> <p>2 「<u>嚴重注意</u>」とは、違反行為者に反省を促すとともに、再発防止を目的とした注意をいう。</p>	<p>な差別等、人権尊重の精神に反する行為</p> <p>(5) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の移籍を行うこと。</p> <p>(6) JVA-MRS登録における不正行為</p> <p>(7) 選手の引抜き行為</p> <p>3 <u>都道府県小連または日小連から永久追放された者から、バレーボールにかかる活動（指導を受けることを含む。）を共にしてはならない。</u></p> <p>4 県小連関係者は、県小連が主催若しくは主管する大会および講習会等（以下競技会等という。）に際して、その開始日から14日以前および当該競技会開催期間中において、自身が関係するチームにおいてインフルエンザ、感染性胃腸炎、その他感染性の疾病に罹患の事実、または感染したおそれがあることを知り得た場合、感染拡大の防止を図るため、当該競技会等の開始前まで、当該競技会等開催期間中にあっては直ちに、主催者にその旨を申告しなければならず、主催者は、当該競技会等への出場・参加を拒否することができる。また、申告を受けた主催者は、競技会等の運営において、中止の判断を含め、適切に対応しなければならない。</p> <p>（倫理委員会）</p> <p>第4条 倫理委員会の委員構成は、専門委員会規程によるほか、倫理委員の中から委員長が選任した事務局員がその事務を統括する。</p> <p>2 違反行為の事実を知り得た場合には、<u>県小連会長が倫理委員会を招集する。</u></p> <p>3 <u>前条第2項の違反行為の事実が当事者の故意と云えない場合や軽微な場合は、当事者への注意又は警告にとどめるが、それでも、当該違反行為の継続や他の違反行為の事実が認められた場合は、</u>本規程の目的を真摯に解釈し<u>事案の処理にあたり、倫理委員会において処分の決定を行う。</u></p> <p>（処分に係る用語の定義）</p> <p>第5条 この規程による主な処分の種別や処分に係る用語は、次の例による。</p> <p>2 「<u>嚴重注意</u>」とは、違反行為者に反省を促すとともに、再発防止を目的とした注意をいう。</p>
---	--

3 「活動停止」とは、期限を定め被処分者または被処分チームの活動を停止することをいう。(チームまたは登録構成員に対して適用し、県小連が主催若しくは主管する競技会等への出場および参加停止や練習等の活動を停止すること。なお、さらなる違反行為の可能性がある場合や悪質な場合、期限を無期限とする場合がある。)

4 「永久追放」とは、自身の違反行為により、県小連への構成員の加盟・登録が抹消されることをいう。(当該処分における県小連の瑕疵がない限り、再び登録することはできない。)

5 「チームの登録取消し」とは、県小連へのチーム、選手及びベンチ役員の加盟・登録が取消されることをいう。(本連盟が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会並びに研修会および講習会への参加を認めない。なお、別指導者等のベンチ役員により従前選手で再編成されたチームについては、再登録を認める。)

6 「引抜き」とは、他チームに所属している選手が他チーム関係者からの、または当該チーム関係者から依頼を受けた者からの勧誘を受けて、当該チームに移籍、または移籍しようとする行為をいう。

(違反行為への対処)

第6条 県小連は、第3条第2項から4項の違反行為を行った県小連関係者に対して、倫理委員会により決定された処分を命ずることができる。また、県小連は、県小連関係者がそれらの違反行為に及ぶおそれがある事象を感知した場合、予め当該対象者に対して、適切に対応するよう助言・指導することができる。

2 前項前段の処分を決定するにあたっては、公正を期するため、違反行為者に弁明の機会を設けるものとする。

3 県小連会長および倫理委員長は、違反行為の対象者の処分にあたって、弁護士等、関係する法令等の知見を持ち合わせた有識者または機関に対し、その内容が適切なものであるかどうかについて、確認、相談することができる。その費用は、県小連が負担する。

3 「活動停止」とは、期限を定め被処分者または被処分チームの活動を停止することをいう。(チームまたは登録構成員に対して適用し、県小連が主催若しくは主管する競技会等への出場および参加停止や練習等の活動を停止すること。なお、さらなる違反行為の可能性がある場合や悪質な場合、期限を無期限とする場合がある。)

4 「永久追放」とは、自身の違反行為により、県小連への構成員の加盟・登録が抹消されることをいう。(当該処分における県小連の瑕疵がない限り、再び登録することはできない。)

5 「チームの登録取消し」とは、県小連へのチーム、選手及びベンチ役員の加盟・登録が取消されることをいう。(本連盟が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会並びに研修会および講習会への参加を認めない。なお、別指導者等のベンチ役員により従前選手で再編成されたチームについては、再登録を認める。)

6 「引抜き」とは、他チームに所属している選手が他チーム関係者からの、または当該チーム関係者から依頼を受けた者からの勧誘を受けて、当該チームに移籍、または移籍しようとする行為をいう。

(違反行為への対処)

第6条 県小連は、違反行為に及ぶおそれがあると認められる場合は、予め当該対象者に対して、適切に対応するよう助言・指導することができる。

2 処分を決定するにあたっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定するものとする。

3 倫理委員会は、違反行為に対して、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第5項および「反省文の提出」等の処分を決定する。

4 県小連会長および倫理委員長は、違反行為の対象者の処分にあたって、弁護士等、法令の知見を持ち合わせた有識者または機関に対し、その内容が適切なものであるかどうかについて、確認、相談することができる。その費用は、県小連が負担する。

**4** 処分の決定は、県小連会長名で文書により被処分者へ処分の理由を付して通知しなければならない。

**5** 倫理委員会は、違反行為の対象者が所属する地区小連と連携し、その処分に係る業務を遂行するものとする。

**6** 違反行為および処分の内容並びに被処分者の氏名およびその所持する小学生バレーボールにかかる資格種別を、速やかに常任理事会および日小連に報告しなければならない。また、必要に応じて東北小学生バレーボール連盟と連携を図るものとする。

(不服申立て手続き)

第7条 第5条第1項の処分を受けた者は、その処分に不服がある場合、県小連会長に対して、不服を申立てることができる。

2 不服の申立ては、処分の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面により、提出しなければならない。

3 前項の不服申立てを受けたときは、理事会は処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

4 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申立てはできない。

(その他)

第8条 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月2日から施行する。(修正および改正)

附 則

この規程は、令和3年4月3日から施行する。(改正)

**附 則**

**この規程は、令和4年4月2日から施行する。(改正)**

**5** 処分の決定**通知**は、県小連会長名で文書により被処分者へ処分の理由を付して通知しなければならない。

**6** 倫理委員会は、違反行為の対象者が所属する地区小連と連携し、その処分に係る業務を遂行すること。

**7** 違反行為および処分の内容並びに被処分者の氏名およびその所持する小学生バレーボールにかかる資格種別を、速やかに常任理事会および日小連に報告しなければならない。また、必要に応じて東北小学生バレーボール連盟と連携を図るものとする。

(不服申立て手続き)

第7条 第5条第1項の処分を受けた者は、その処分に不服がある場合、県小連会長に対して、不服を申立てることができる。

2 不服の申立ては、処分の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面により、提出しなければならない。

3 前項の不服申立てを受けたときは、理事会は処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

4 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申立てはできない。

(その他)

第8条 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月2日から施行する。(修正および改正)

附 則

この規程は、令和3年4月3日から施行する。(改正)

秋田県小学生バレーボール連盟 別記 処分基準 新旧対照表 (改正部分のみ)

R4. 4改正

改 正 案		現 行	
表9 永久追放された者等との活動行為		表9 永久追放された者との活動行為	
違反行為の内容	処分内容	違反行為の内容	処分内容
<p><u>永久追放された者および活動停止の処分を受けた期間中の者</u>から指導を受けたり、共にバレーボールに係る活動を行った。 上記行為の繰り返しの事実が確認された。</p>	<p>・活動停止1か月～6か月</p>	<p><u>永久追放された者</u>から指導を受けたり、共にバレーボールに係る活動を行った。 上記行為の繰り返しの事実が確認された。</p>	<p>・活動停止1か月～6か月</p>